令和８年度東広島市公共施設２３施設　消費電力抑制サービス（照明）
公募型プロポーザル説明書

本説明書は、東広島スマートエネルギー株式会社(以下「発注者」という。)が、消費電力抑制サービス（以下「サービス」という。）を実施するにあたり、専門的な知識や技術等を活かし、設計、施工、保守業務を含む第三者所有方式によって設備の導入ができる事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定するため、必要な事項を定めるものである。

１　業務の概要

(1)業 務 名	令和８年度東広島市公共施設２３施設 消費電力抑制サービス(照明)
(2)業務内容	別紙１「令和８年度東広島市公共施設２３施設 消費電力抑制サービス(照明)公募要領書」(以下「公募要領」という。）のとおり。
(3)対象施設	市内公共施設２３施設 ※　別表１「ＬＥＤサービス付き電気契約の対象施設一覧」参照
(4)サービス提供期間	１０年間 ※　令和９年３月３１日までにサービス提供開始できるよう計画すること。

２　業務の目的

別紙１「令和８年度東広島市公共施設２３施設　消費電力抑制サービス(照明)公募要領書」に記載のとおり。

３　参加資格

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしている法人格を有する団体であること。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定による入札参加制限を受けている者

イ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者

ウ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者

エ 手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者又はプロポーザルの参加表明書提出締切日前６ヶ月以内に手形小切手の不渡りを出した者

オ プロポーザルに参加しようとする法人の代表者（個人）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は東広島市暴力団排除条例（平成２３年条例第１６号）第２条第２号に規定する暴力団員等の統制の下にある者

カ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者

キ 宗教活動や政治活動を主たる目的としない者

(2) 公募開始日において、施工役割を担う者は広島県内に本社・本店を置き、ＬＥＤ照明切替業務に関する施工実績（公共施設における実績３件以上）を有すること。

(3) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること（グループでの参加の場合は、構成員のうち、最低でも１者が資格を有していること。)。

・電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）による第一種、第二種又は第三種電気主任技術者
・その他、遵守すべき関連法令等に基づく有資格者が必要な場合は、その資格を有する者を体制の中に含めること。なお、工事を行う際には、必要となる有資格者により工事を行うこと。

(4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配している事業者又はこれに準じるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4　プロポーザルの選定審査基準等

(1) サービス提供予定事業者を特定するための審査基準は、別表２「令和８年度東広島市公共施設２３施設消費電力抑制サービス（照明）の事業者選定審査基準」のとおりとする。

(2) 事業者の特定にあたっては、審査項目ごとの加算方式（総合点の最高得点による競争）により、評価点の合計点が高い順に順位を決定する。

(3) 審査の結果、同点により２者以上が最高得点者となった場合は、見積額の低い事業者を特定するものとし、見積額も同額の場合は選定委員会の委員長が特定するものとする。

(4) 企画提案者が１者であっても企画提案の評価を実施し、総評価点が 100 点満点中 60 点以上である場合は、事業者として特定する。なお、総評価点が 100 点満点中 60 点未満の場合は、事業者を特定しない。

5　本事業の担当窓口

発注者：　東広島スマートエネルギー株式会社
郵便番号：　〒７３９－８６０１
住所：　広島県東広島市西条栄町８番２９号（東広島市役所　環境先進都市推進課内）
電話：　０８２-４２０－０９２８
Ｅ－ｍａｉｌ：　zero-c@site-hse.com

6　資料の提供

本業務を実施するにあたり、貸与資料は以下のものとする。本プロポーザル終了後は返却又は廃棄するものとする。なお、以下の貸与資料は参考として取り扱うものとし、事業実施に当たっては、現地状況を正として計画すること。

(1)　別紙２「機器仕様一覧(消費電力量記載)」

(2)　既存の電気設備図、建築図(必要な場合は、問い合わせのこと)

※　ただし、既存図面が無い施設においては、別紙２「機器仕様一覧(消費電力量記載)」にて既存照明器具を確認すること。

7　質問の提出及び回答

(1) 提出期限

令和８年１１月６日（金）午後３時まで

(2) 提出場所

「５ 本事業の担当窓口」に同じ

(3) 提出方法

「様式６　質問書」に質問事項を記入の上、本事業の担当窓口に電子メールで送信すること。なお、電子メールで送信した後に発注者に電話で送信の有無を確認すること。

(4) 回答方法

令和８年１１月１０日（火）までに、提出されたすべての質問の回答を一括して発注者のホームページに掲示する。

8　参加表明書の提出手続き

(1) 提出期限

令和８年１１月１２日（木）午後３時まで

(2) 提出場所

「５ 本事業の担当窓口」に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、 (1)提出期限の令和８年１１月１２日（木）午後３時までの営業日の営業時間に本事業の担当窓口へ提出すること。また、郵送の場合は、書留郵便に限ることとし、封筒に「参加表明書在中」と朱書きして提出期限までに本事業の担当窓口に必着とすること。

なお、営業日は月曜日から金曜日（祝日・祭日・年末年始を除く）、営業時間は午前８時３０分から午後５時１５分まで。

(4) 提出書類及び部数

提出書類は次の表のとおりとし、日本工業規格によるＡ４判の規格、片面印刷とすること。

	提出書類	提出部数	備 考
1	様式１－１または様式１－２ プロポーザル参加申込書	１部	代表者印が必要
2	様式２　事業実施体制及び役割分担	１部	資格保有の場合は、保有することを証明する書類（写し）
3	様式３　会社概要及び事業実績書	１部	
4	様式４　誓約書	１部	
5	様式５　秘密保持誓約書	１部	
6	直近３カ月以内に発行された、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書	１部	
7	様式１－３　プロポーザル参加申込変更届出書	１部	提出期限内に限り、変更を希望する者のみ提出
8	様式７　プロポーザル参加辞退届出書	１部	参加辞退を希望する者のみ提出

なお、参加表明書の作成にあたっては、公募要領を参照すること。

9　企画提案書の提出手続き

(1) 企画提案書の提出期限及び提出方法等

ア　提出期限

令和８年１１月２５日（水）午後３時まで

イ　提出場所

「5 本事業の担当窓口」に同じ

ウ　提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、(1)提出期限の令和８年１１月２５日（水）午後３時までの営業日の営業時間に発注者へ提出すること。また、郵送の場合は、書留郵便に限ることとし、封筒に「企画提案書在中」と朱書きして提出期限までに本事業の担当窓口に必着とすること。

なお、営業日は月曜日から金曜日（祝日・祭日・年末年始を除く）、営業時間は午前８時３０分から午後５時１５分まで。

エ　提出書類及び部数

提出書類は次の表のとおりとし、日本工業規格によるＡ４判の規格、片面印刷とすること。

なお、提案書の作成にあたっては、公募要領を参照すること。

	提出書類	提出部数	備 考
1	様式８　企画提案提出書	左綴じしたものを７部	代表者印が必要
2	様式９　企画提案書※		企画提案資料７部をまとめ、任意様式の提出鑑文を最上部に一枚添付（代表社印を押印）
3	様式１０　経費見積書		
4	様式１１　消費電力削減表		

※　企画提案のプレゼンテーションは行わないことから、工夫したわかり易いものとすること。

(2) 企画提案書に関する審査（書面による聞取り）の実施

提出された企画提案書については、選定委員において書面審査を行うこととし、選定委員からの質問事項がある場合は、質問を書面にまとめ、メールにより該当する企画提案者に送信するものとする。

ア 質問期限

令和８年１１月２７日（金）午後３時までに該当する企画提案者に対してメール送信を行う。

イ 質問に対する回答期限

令和８年１２月７日（月）午後３時までに任意様式によってメールにより回答するものとする。なお、追加資料の提出は不可とする。

Ｅ－ｍａｉｌ：　zero-c@site-hse.com

ウ 評価基準

別表２「令和８年度東広島市公共施設２３施設　消費電力抑制サービス（照明）審査基準」のとおり。

エ 注意事項

回答期限までに回答がない場合は、失格とする。

(3) 特定・非特定理由に関する事項

ア 特定者及び非特定者に対して、その旨及び理由を郵送により通知する。

イ アの通知を受けたものは、通知をした日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、書面（書式自由。ただしＡ４用紙とする。）により発注者に対して特定または非特定理由について説明を求めることができる。

ウ 特定又は非特定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日以内に、郵送により回答するものとする。

エ 特定及び非特定理由の説明受付の場所は、「５ 本事業の担当窓口」に同じ。

１０　プロポーザルの主な日程

内　容	日　時
公募開始及び質問の受付開始	令和８年１１月　２日（月）
質問の受付期限	令和８年１１月　６日（金）午後３時
質問に関する回答	令和８年１１月１０日（火）
参加申込受付期限	令和８年１１月１２日（木）午後３時
参加要件適格確認結果の通知	令和８年１１月１６日（月）
企画提案書等の提出期限	令和８年１１月２５日（水）午後３時

審査結果の通知	令和８年１２月　８日（火）
契約締結	令和８年１２月２２日（火）

１１　その他

(1) 費用の負担

参加表明書及び企画提案書の作成等、プロポーザルに関する費用は、全て提出者の負担とする。

(2) 手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(3) プロポーザルに係る失格要件

プロポーザルにおいて次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

ア　プロポーザル参加申込書及び企画提案書に、記載すべき事項の全部若しくは一部が記載されていない場合

イ　プロポーザル参加申込書及び企画提案書に、記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

ウ　プロポーザル参加申込書及び企画提案書に、許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合

エ　プロポーザル参加申込書及び企画提案書に、虚偽の内容が記載されている場合

オ　選定委員会又は関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（プロポーザル説明書に定める手続は除く。）

カ　審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

キ　発注者の審査の結果、参加資格がないと認められる場合

ク　その他、プロポーザル説明書に違反すると認められる場合

(4) その他

ア　参加事業者は、プロポーザル参加申込書及び企画提案書の提出をもって本説明書の記載内容を承諾したものとみなす。

イ　プロポーザル参加申込書及び企画提案書は、受注者の特定以外に使用しない。ただし、プロポーザルに関する記録として使用できるものとする。

ウ　プロポーザル参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、指名除外措置を行うことがある。

エ　プロポーザル参加申込書及び企画提案書は、審査に必要な範囲において、複製を作成することがある。

オ　プロポーザル参加申込書及び企画提案書の提出後において、プロポーザル参加申込書及び企画提案書に記載された内容の変更は認めない。

カ　プロポーザル参加申込書及び企画提案書は返却しない。

キ　プロポーザルの結果については、公表するものとする。

ク　プロポーザルの作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。

ケ　プロポーザル参加申込書及び企画提案書の提出は、１者につき１提案に限る。

コ　プロポーザル参加申込書及び企画提案書を提出した者は、プロポーザルの参加を辞退することができる。辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届出書」（様式７）を提出するものとし、プロポーザルを辞退したものは、これを理由として以後の他の業務の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

別表１　ＬＥＤサービス付き電気契約の対象施設一覧

識別番号	項目	内容
■10 年ランプ交換（13 施設）		
1-小-10 ラ	施設名	三永小学校
	所在地	西条町下三永 930
2-小-10 ラ	施設名	板城小学校
	所在地	西条町森近甲 234-1
3-小-10 ラ	施設名	高屋東小学校
	所在地	高屋町白市 589
4-小-10 ラ	施設名	小谷小学校
	所在地	高屋町小谷 3543-3
5-小-10 ラ	施設名	乃美尾小学校
	所在地	黒瀬町乃美尾字 554-1
6-小-10 ラ	施設名	豊栄小学校
	所在地	豊栄町鍛冶屋 370
7-小-10 ラ	施設名	風早小学校
	所在地	安芸津町風早字 789
8-小-10 ラ	施設名	木谷小学校
	所在地	安芸津町木谷字 4122
9-中-10 ラ	施設名	松賀中学校
	所在地	西条町御薗宇字 860
10-中-10 ラ	施設名	西条中学校
	所在地	西条町寺家 6466
11-中-10 ラ	施設名	磯松中学校
	所在地	八本松町正力 5666-1
12-中-10 ラ	施設名	高屋中学校
	所在地	高屋町中島 760
13-中-11 ラ	施設名	安芸津中学校
	所在地	安芸津町三津字築山 5563-8

識別番号	項目	内容
■10 年器具交換（10 施設）		
14-小-10 器	施設名	三ツ城小学校
	所在地	西条中央七丁目字 23-55
15-小-10 器	施設名	西条小学校
	所在地	西条中央二丁目字 15-1
16-小-10 器	施設名	高美が丘小学校
	所在地	高屋高美が丘四丁目字 1-1
17-小-10 器	施設名	入野小学校
	所在地	入野中山台四丁目字 20-1
18-中-10 器	施設名	中央中学校
	所在地	西条町下見 4281-1
19-中-10 器	施設名	志和中学校
	所在地	志和町志和西字河路 1432
20-中-10 器	施設名	高美が丘中学校
	所在地	高屋高美が丘一丁目字 1-1
21-中-10 器	施設名	福富中学校
	所在地	福富町下竹仁字広兼 2096-3
22-中-10 器	施設名	豊栄中学校
	所在地	豊栄町鍛冶屋 341-1
23-中-10 器	施設名	河内中学校
	所在地	河内町中河内字下大道 1757-1

別表２　令和８年度東広島市公共施設２３施設　消費電力抑制サービス（照明）の事業者選定審査基準」

評価区分	評価項目	評価の観点	配点
事業計画 (提案総括)	事業遂行能力 （経営能力）	・事業計画は具体的・実現性を有するか。 ・計画通り遂行できる能力を有しているか ・実施体制の役割分担が明確になっているか。	5
	過去の実績	・地方公共団体の公共施設・学校施設・屋外施設（トンネル・道路・街路）等の照明灯の一斉 LED 化の豊富な受注・納入実績を有しているか。	１５
	総事業費	・総事業費は安価であるか。 ※１　計算式による	１０
使用機器	過去の実績・ 信頼性等	・使用するＬＥＤ照明器具等は、累積製造・販売実績（台数、年数）を十分有するメーカー製品を採用しているか。 ・契約期間中の使用機器の品質、信頼性、安全性を十分に確保できるか。	１０
	ＬＥＤ照明器具の性能等	・使用するＬＥＤ照明器具等は、「点灯性能」と「省エネ性能」（発光効率（lm/W)、保守率、他）が優れているか。 ・ＬＥＤ照明器具等の設置による不快感（グレア（配光)、フリッカー（点灯周波数）などを改善する具体的提案があるか。	１０
調査・施工計画の妥当性	調査・施工計画	・定められた期間中に確実に完了できる工程となっているか。 ※　事業実施工程表(案)を提示のこと。	１０
	施工品質及び 安全管理	・施工中における工程管理、品質管理および安全管理等の留意点等が記載されており、履行に関する信頼性があるか。 ・施設運営への影響を低減するため安全等への有効な具体的提案があるか。	１０
維持管理	維持管理	・緊急時や災害時等の不具合等に早急に対応できる体制が確保されているか。 ・製品に関する事故や　トラブル等に対する安全対策が図られているか。 ・発注者や施設側からの連絡に対しても、適切な対応が可能であるか。 ・維持管理等の状況を発注者及び施設側が適時把握できる運用となっているか。	5
環境への配慮・ 独自提案	環境負荷の軽減及び付加価値向上のための提案	・事業者の環境配慮につながる取組み実績があるか。 ・サービス水準向上やその他付加価値向上のための有効な提案があるか。	１０
地域社会・地域経済への貢献等	地域社会・地域経済への貢献等	・地元業者(市内及び県内業者)の活用があるか。 ・地域経済に寄与する具体的提案があるか。	１５
		合計	**１００**

※１ 計算式：価格点＝配点×（最低提案価格÷提案価格）